

平成23年第2回名寄市議会定例会会議録

開議 平成23年6月13日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|--|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第3 | 議案第1号 名寄市風連地区地域振興審議会設置条例の制定について（総務文教常任委員長報告） |
| 日程第2 | 一般質問 | 日程第4 | 議案第4号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について（総務文教常任委員長報告） |
| 日程第3 | 議案第1号 名寄市風連地区地域振興審議会設置条例の制定について（総務文教常任委員長報告） | 日程第5 | 議案第18号 工事請負契約の締結について |
| 日程第4 | 議案第4号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について（総務文教常任委員長報告） | 日程第6 | 議案第19号 財産の取得について |
| 日程第5 | 議案第18号 工事請負契約の締結について | 日程第7 | 議案第20号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第19号 財産の取得について | 日程第8 | 議案第21号 名寄市教育委員会委員の任命について |
| 日程第7 | 議案第20号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号） | 日程第9 | 議案第22号 名寄市議会基本条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第21号 名寄市教育委員会委員の任命について | 日程第10 | 推薦第1号 名寄市農業委員会委員の推薦について |
| 日程第9 | 議案第22号 名寄市議会基本条例の一部改正について | 日程第11 | 意見書案第1号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書 |
| 日程第10 | 推薦第1号 名寄市農業委員会委員の推薦について | 日程第12 | 報告第10号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について |
| 日程第11 | 意見書案第1号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書 | 日程第13 | 報告第14号 例月現金出納検査報告について |
| 日程第12 | 報告第10号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について | 日程第14 | 閉会中継続審査（調査）の申し出について |
| 日程第13 | 報告第14号 例月現金出納検査報告について | | |
| 日程第14 | 閉会中継続審査（調査）の申し出について | | |

1. 出席議員（19名）

議長	18番	黒井	徹	議員
副議長	14番	佐藤	勝	議員
	1番	川村	幸栄	議員
	2番	奥村	英俊	議員
	3番	上松	直美	議員

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に16番、谷内司議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

4番 大石 健二 議員

13番 熊谷 吉正 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い発言を許します。

東日本大震災への支援と学ぶべき課題について外2件を、川村幸栄議員。

○1番（川村幸栄議員） おはようございます。通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

まず1点目に、東日本大震災への支援と学ぶべき課題についてお伺いをしたいと思います。東日本大震災と東京電力福島第一原発の事故から3カ月がたちました。冬から春へ、そして初夏へと季節は大きく移りました。いまだに多くの被災者の皆さんが不自由な避難生活を強いられ、あすの暮らしが見えない状況にいら立ちと不安を募らせています。原発事故は、収束のめどさえ立っていない状況であります。被災者の皆さんの一人一人の生活基盤を再建すること、そのために必要な支援を速やかに、かつ具体的に行うことが求められています。政治の責任がますます問われています。

さて、名寄市においても震災後数多くの支援を行い、市長の行政報告にありましたが、名寄市、杉並区、東吾妻町、小千谷市、南相馬市の5自治体による自治体スクラム支援会議により、市職員を南相馬市に派遣されました。先日私たち議員全

員で第1陣として派遣された職員の方から、その報告を受けたところであります。そこで、1つ目に引き続き今後どのような支援を考えているのかをお知らせをいただきたいと思います。

2つ目に、学ぶべき課題についてお聞きをしたいと思います。甚大な被害をもたらした東日本大震災、私たちに教訓として数多くのことを学ばせてくれています。そこで、4点についてお聞きをしたいと思います。1つ目は、高齢者、障害を持った方々、病気入院、療養されている方々、子供など、災害弱者と言われる方たちの対応についてお伺いをしたいと思います。

2つ目には、毛布や水、食料など、防災資機材の備蓄状況についてお伺いをいたします。

3つ目に、今被災地では被災者への対応や復興に向けての取り組みなどで自治体職員の負担が非常に大きくなっています。名寄市においても災害のいかんによっては、正職員だけでは対応できなくなるのではないかと考えておりますが、臨時嘱託職員の対応はどのように考えているのかをお聞かせをいただきたいと思います。

4つ目に、基幹産業である農業についてであります。今回の震災と原発事故は、被災地の農漁業に大きな打撃を与えました。食料の確保とともに、生活の基盤であるなりわいの再建、地域経済、基幹産業を守ることが非常に重要になっています。ところが、菅首相はTPPへの交渉参加に対して5月26日の日米首脳会談でそう遠くない時期に方針を固めたいと述べています。復興対策が急がれているときに日本の農漁業を壊すTPPへの交渉参加を早期にというのは、復興への意欲を踏みつぶすもので、復興に対するブレーキを踏むものと言わざるを得ません。基幹産業を農業とする名寄市として、TPPへの交渉参加反対の表明をされていますけれども、改めてお考えをお示しいただきたいと思います。

2つ目には、国保税の市民負担についてお伺いをいたします。私たち日本共産党名寄市委員会が

ことし1月、2月に行いました市民アンケートで、生活が大変な理由で一番多かったのが国保税などの負担が重いというものでありまして、6割を超えていました。最近では、国保加入者、自営業や農業者、年金生活者に加えて、会社の都合などにより非正規労働者となり、国保に加入せざるを得なくなった若い世代の方々もふえています。子育てしながら国保の負担は非常に重い、何とかしてほしいとの切実な声も寄せられています。国庫負担が減らされるもとの、国保加入世帯の貧困化が進んでいます。国民健康保険事業年報や国民健康保険実態調査報告から、国保加入世帯の平均所得は20年前の1990年度で240万円、これが2009年度では158万円になっています。ところが、1人当たりの保険料の平均、1990年度では6万円だったのが2008年度には9万円になっています。20年間で所得が下がり、保険料が上がっています。これでは、払いたくても払えないというのは当然ではないでしょうか。さらに追い打ちをかけているのが昨年5月の厚労省の通達で、一般会計からの繰り入れをやめ、国保税の引き上げや収納率の向上として強権的な取り立てをさらに強めるよう求めているところです。

そこで、お伺いをいたします。1つ目に、国保税の滞納状況についてお知らせをいただきたいと思います。滞納世帯数、さらに子供のいる世帯、資格証明書や短期証明書の取り扱いについてお知らせをいただきたいと思います。

2つ目に、国保税の滞納者への対応についてお聞かせをいただきたいと思います。全国的に強権的な取り立てがふえています。平成21年度の全道の延べ差し押さえ数では1万1,649世帯、差し押さえ金額26億4,233万円となっています。預貯金、給与の差し押さえも実施されています。悪質な滞納者には必要な措置かと思いますがけれども、払いたくても払えない状況にある人たちへの強権的な取り立てはやめるべきです。そこで、分

納などの相談件数、名寄市において預貯金、給与の差し押さえはどのようになっているのかをお知らせをいただきたいと思います。

次に、地域活性化のための住宅リフォーム助成制度についてお伺いをいたします。市内で足場が組まれているところが少なく、町中が寂しく感じる、業者さんや市民の方々からもこんな声が聞かれます。足場がかかっている他の地域の業者さんが目立っている。地域の活性化、望まれているところです。3年間の実施で大きな経済効果を生み、地元業者さんや市民から大変喜ばれた住宅リフォーム助成制度の復活を望む声が多く寄せられているところであります。この制度は、中小企業の仕事起こし、地域経済の活性化に直結する制度として全国に広がり、県単位で実施しているところもあるところです。実施自治体数について把握されておられましたら、お知らせをいただきたいと思います。

以上でこの場から質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） おはようございます。ただいま川村幸栄議員から大きな項目で3点の質問をいただきました。私からは大きな項目1点目、大きな項目2点目は市民部長から、大きな項目3点目は営業戦略室長からの答弁となります。

まず、大きな項目1点目、東日本大震災への支援と学ぶべき課題について、最初に今後の支援についてお答えします。名寄市のこれまでの支援状況につきましては行政報告のとおりであります。自治体スクラム支援会議における人的支援につきましては5月22日から6月13日まで2名体制で3回に分け、合計6人の職員を南相馬市に派遣しているところであります。なお、参考までに消防の救急救命士が1名、2回で2名、医療スタッフにつきましては医師、看護婦、事務職員、検査技師等を含めて6人で2回、合わせて12名、事務職員については今回2名の3回で6名、合わせ

て20名の支援を行っております。

お尋ねのありました今後の具体的な支援につきましては、7月下旬に当該会議が開催される予定で、その中で要請のあるものと考えております。南相馬市は、いまだに被災中の状況でありますので、必要としている支援内容が多々あると思っておりますが、名寄市自体も過去7月から10月に大雨災害等に見舞われ、また現在総合計画後期計画の策定や行革も同時に推進している中で、どのような支援が可能か検討してまいりたいと考えております。

次に、学ぶべき課題の災害弱者への対応についてお答えをします。災害弱者の避難の対応につきましては、災害が全市的なものになった場合、行政だけではすべての災害弱者への対応は困難であり、福祉関係団体、町内会、地域コミュニティとの連携が不可欠なものとなります。昨年の局地的集中豪雨の際には、避難の対象となった町内会には改めて町内会に災害弱者の把握とそれらの方の避難時の支援について確認をしていただき、各種災害情報、連絡方法、避難所等を載せた危険マップを作成しております。今後は、この危険マップをその他の町内会にも啓蒙するとともに、福祉関係機関、町内会、地域コミュニティ等と協力をし、災害弱者の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、飲料水、食料、水、毛布等防災資機材の備蓄についてお答えをします。防災資機材の備蓄の状況についてであります。昨年の局地的集中豪雨発生時の避難状況を踏まえ、本議会で御議決いただいた名寄市一般会計補正予算で予算づけをし、毛布、食料等を購入する予定であります。また、消毒薬や衛生器具につきましては昨年購入をし、備蓄をしております。毛布等につきましては、210枚あったものが140枚今回の災害で支援をいたしましたので、現在残っているのは20枚であります。今回の予算づけ300万円の中で毛布と食料品の備蓄をしたいと思っておりますけれど

も、毛布につきましては7月にならないと被災地以外の地域には回ってこないという状況もありますので、速やかに最低規模で100人程度の毛布と食料の備蓄についても検討して用意をしまいたいと思っております。

なお、1年間での備蓄については予算も伴うことから、今後も年次ごとに計画を立てまして拡大をしていきたいと考えております。

次に、職員体制についてお答えします。本市では、昨年発生した局地的集中豪雨の教訓により、これまで防災担当職員に業務が集中しておりましたけれども、災害発生のおそれがある場合の警報等の情報収集業務を複数名による3班体制で行うこととするなど、これには名寄地区、風連地区で同時に情報収集することも考えています。また、災害出動時の適切な対応や防災担当職員だけの負担軽減にも努めてまいりました。しかしながら、お尋ねの災害発生時の職員負担につきましては、自治体職員として市民の命と財産を守る職責上、ある程度災害対応が落ちつくまでは市民の安全、安心のために昼夜問わず対応していかなければならないものと考えております。今回の東日本大震災で被災された地域の自治体職員もそのような対応であると報道等ではうかがい知ることができます。また、局地的な災害ではなく全市的な災害が発生した場合には、現在の職員だけでは対応できないことから、その場合は嘱託職員や臨時職員、さらには町内会や市内企業とも連携をしながら、全市的に対応していかなければならないものと考えております。

次に、基幹産業である農業を守るについてお答えします。震災による大津波と原発事故の影響により、壊滅的被害が東北地方太平洋沿岸部においてあります。特に米どころと言われる宮城県等は、塩害により数年先まで米の生産ができないという状況になっており、米不足も心配されておりますが、国は県間調整や備蓄米を活用することなどの対策を講じているため、本年度については十分確

保される見通しとなっております。また、国は食料自給率向上に向けた方策の一つとして、戸別所得補償制度を本年度から完全実施をいたします。T P P 参加問題につきましては、北海道経済にとって大変な状況に陥ることが目に見えておりますので、改めて参加を見合わせるよう関係機関等に要請してまいりたいと考えております。食料基地北海道として、北海道農業を守り育てることが大変重要であり、そのためにも関係機関、団体と十分連携し、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） 私からは、大項目の2、国保税の市民負担についてお答えします。

初めに、今現在の平成22年度国保税の滞納状況について報告をさせていただきます。平成22年度現年課税分国保税は、調定額6億6,165万1,000円に対しまして、収納額6億3,040万2,000円で収納率は95.28%、昨年は94.8%でありますから、0.45%上昇しております。滞納額は、3,124万9,000円となっております。滞納繰り越し分国保税は、調定額2億2,282万9,000円に対し、収入額が2,921万2,000円で収納率は14.4%、昨年は11.66%でありますから、2.74%上昇しております。滞納額は、1億7,361万7,000円となっております。

次に、平成22年度現年課税分の滞納額3,124万9,000円の状況について説明をさせていただきます。平成22年度国保税課税4,616世帯のうち、9.3%に当たる430世帯が国保税滞納世帯となっております。滞納世帯430世帯の税額の内訳でございますが、国保税年税額10万円未満の世帯が290世帯で67%、年税額10万円から20万円未満の世帯が76世帯で17%となっております。年税額20万円未満の世帯で滞納世帯の約85%を占めておりますことから、

傾向としましては所得が少ない世帯の滞納件数が多い状況となります。このうち18歳未満の子供のいる世帯は、93世帯162人となっております。また、滞納の理由につきましては、保険証を使用しないので、国保税を払わないといった、いわゆる納税意識が低い世帯、また前年度収入で課税の積算所得金額を決定するため、現年で収入が下がることにより、支払いたくても支払えないという理由で年度内の完納ができないとされる世帯もあります。これまでも所得の低い世帯の対応としましては、7割、5割、2割の軽減措置制度がありまして一定の対応は図られているものと認識をしておりますが、現在こうした世帯は国保加入世帯全体の56.8%に達しているという現状もございます。

次に、短期証の取り扱いについて現状をお知らせします。取り扱いは、国保税の滞納措置要綱によりまして運用しているところでありますが、ことし5月現在短期証の対象となるのが214世帯、そのうち未更新世帯が47世帯で、大半が連絡先や居所が不明の方となっております。また、子供の短期証ですが、対象となるのは13世帯19人となっております。昨年末すべての世帯に交付を終えておりましたが、今現在期限が切れて未更新となっている世帯は7世帯10人となります。これらの世帯につきましては、既に通知を行っておりまして更新に係る手続をお願いしておりますが、まだ交付には至っておりません。今後速やかに面談を図り、更新を行う予定としております。

続いて、国保税滞納者への対応についてですが、名寄市ではすべての市税を含めた総合徴収体制の中で納税対策を実施しております。国保税では国保担当者とともに短期証更新時における納税相談や夜間納税窓口での電話相談等を実施しております。滞納者への対応としましては、支払い能力があるにもかかわらず、誠意のない悪質な滞納者に対しましては納期内納付をしている方々との公平性を保つため、所得税、道税還付金、預貯金、

給与等の差し押さえを初め滞納整理を行っております。また、生活困窮等払いたくても期限内に支払えない納税者に対しましては、収入状況など生活状況を把握し、各納税者に合った完納できる納付方法を相談し、分納、分割納付等に対応しておりますが、自発的な分納相談件数は40件ほどと少なく、納税意識の向上に課題を抱えております。

国保税の滞納繰り越し分収納率は、昨年より2.74%向上しましたと報告いたしておりますが、これは毎年5月、9月、12月、3月を納税強化月間として各月3日間にわたる夜間窓口を設置し、滞納世帯に対する納税相談と自宅訪問などを行っていること、また納税意識の希薄な悪質滞納者に対する幅広く迅速な財産調査を行い、滞納整理を実施してきたことが国保税収納率の向上に結びついたものと考えております。

なお、差し押さえ等滞納処分件数は、預貯金等を含めまして361件、金額にしまして2,700万円ほどになっております。

国保制度は、我が国の社会保障制度の中にあつて国民皆保険制度を支える大変重要な役割を担っております。しかし、国保は低所得の世帯が多い、また医療費がかかる高齢者を多く抱えるなど常に構造的な問題を抱えております。そのため財政的にも厳しい運営を強いられ、収納率の向上は大きな課題となっております。これまでそうした財政を支えるため、国や道、さらには市からも負担金や補助金など多くの公的資金が投じられておりますが、厳しい状況は今後も続くことから、引き続き国や道に対し制度の改善を初め、積極的な財政支援を訴えてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 私からは、大項目の3、地域活性化のための住宅リフォーム助成制度について、小項目1、利用しやすい住宅リフォーム助成制度の復活についてお答えをいたします。

住宅リフォーム助成事業について、3年間の事業成果を検証した結果、市民の住環境の整備、市内建設業の振興等に大きな成果をもたらしたものと認識しております。この間、市内建設業界などと協議し、工事費が50万円程度の少額リフォーム、あるいは解体支援事業により建築業界のみならず土木企業にも経済波及効果が高いのではと、また市内業者に発注する場合の新築助成といった要望もあり、市民、地元建設業の関心も高く、再実施の期待感もあります。今後のあり方について庁内関係部局、市内関係機関、市内建設業界との協議で、近年のリフォーム事業ではエコや地域商品を組み込んだもの、また耐震化診断や改修等一体的な住宅支援制度を確立すべきといった議論もありました。これまでと同等事業の延長につきましては、大きな財政負担も伴いますが、市民ニーズを取り入れ、引き続き協議をしてまいりたいと考えております。

議員お尋ねの各自治体の実施状況ですが、国土交通省が実施した平成22年10月現在の各種助成制度実施状況調査による地方自治体におけるリフォーム支援策に関する調査結果では、道内自治体で122市町村となっており、その内容はリフォームのほかバリアフリー化、耐震診断、改修、エコリフォーム等となっております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきましたので、再質問と要望をさせていただきたいと思っております。

1つ目の東日本大震災への支援と学ぶべき課題についてであります。今御答弁の中では今後の支援について7月下旬、それぞれの南相馬市等からの要望も含めて検討というような御答弁だったかというふうに思っているのですが、実は北海道根室市は根室市東日本大震災被災地等の支援に関する条例というのを制定をされました。4月14日、臨時議会で全会一致でということ。根室

市は、東日本地域の皆さん方と漁業の部分でもいろいろなつながりがあるということで、つながりの深い被災地の復興なしには根室の地域も守れないというようなことでこの条例を制定したようがあります。中身は、名寄市が出していますこの間されてきたいろいろな支援とそれほど遜色はないのかなというふうには思うのですけれども、しかしこの震災に対する意気込みといいますか、一緒にこの震災を乗り越えていくのだということ、それから今後こういったいろんな災害になったときにお互い手を携えるというようなことから、こうした条例を制定したのだというふうに思っています。長谷川市長も条例は一般的な内容だけれども、具体的な事例によって柔軟に対応すると、実効性のある真に生きたものにしたいと、こんなふうに述べているところですが、名寄市も名寄市及び杉並区の防災総合援助協定書を杉並区と交わされ、今回のスクラム支援会議につながったのだというふうに思うのですが、この中で行政報告の中でポトルウオーターの支援ということでした。しかし、この協定書の中では物的援助として食料品や生活必需品等々書かれていて、食料基地として名寄市の農業を生かしていくとか、そういった支援等の取り組みが求められているのではないかなというふうに考えているのですが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 杉並区との災害援助協定の関係につきましては、向こうが求めるものにつきまして北海道名寄市から必要な支援物資をお送りしたいと。特に今回につきましては、改めて協定の中で確認をされたのは飲料水に対する対策でした。これは、原発事故の関係も含めまして、東京都のほうで乳幼児の方々にミルクを飲ませることについても水が原発の影響より不適だということも含めて対策を打たれたことに伴いまして、よりシビアな形での対応できるような形を杉並区のほうから申し入れがありまして、名寄市が

それに応じたということになります。費用の関係につきましては、先般の佐々木議員の質問にお答えしましたけれども、基本は杉並区からの負担ということでありまして、実際杉並区におきましてはさまざまな地震の予測がありますので、それらに対応して今回のスクラム支援が幅広く結びつくようになりましたので、杉並区との物資の支援の関係につきましては議論を進めていく中でももう少し具体的にいろんなものが詰まっていくものだなと思っています。そこには、名寄市が、北海道が持っている食料基地としての機能も十分発揮をして対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 本当に今回の大震災、原発事故も含めてまだまだ先が見えないというようなことで、支援がどこまで続くのかという不安もありますけれども、やっぱり全国が一つになって復興に取り組んでいくことが望まれるというふうに思います。今食料の部分についても、後からお話をさせていただきますT P Pの問題も含めてしっかり守っていかなければというふうに思っているところです。

次に、学ぶべき課題についてであります。災害弱者への対応というところで、当然町内会や福祉関係者の皆さん方、地域のコミュニティーの中でしっかりとということになるかというふうに思うのですが、実は私以前にもお話をさせていただいたかというふうに思うのですが、災害時要支援者避難計画、この策定についてであります。北海道新聞のほうと6月8日付で見ますと、全道で179市町村のうち81の市町村でしかまだ策定がされていないということなのですけれども、名寄市、この防災計画の中であって避難支援計画の策定等に努めるというふうになっているのですけれども、どこまで進んでいるのかについてちょっとお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 計画の関係につきましては、福祉担当の分野と防災担当のほうとで鋭意作業を進めておりますけれども、昨年の大雨災害がありまして、今取り急ぎ進めているのは危険マップをつくって、実際に被害があった場合にどこに逃げるかと。町内にいらっしゃる災害要援護者の方をどのようにして救出するかと。局地災害の場合については、市の職員が駆けつけるということも可能ですし、少し規模が大きくなると自衛隊に支援を要請するとか、その前にはまず町内会の皆さん方とどのような形で連携をして援助をするか、この関係についても既に昨年の大雨災害以降作業を進めておりまして、今回も5月に町内会長さんを通じまして防災の危険マップを通じた形での具体的な取り組みについて被災地を中心に、昨年の被害のあった地域を中心に今現在作業を進めております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 大雨の部分でいいますと、昨年の7月の被害が大きかった場所というふうになるかというふうに思うのですけれども、またこういう今回の東日本の状況を見ていまして高齢者はもちろん、障害を持たれた方々の支援が非常に望まれているところだなというふうに思っているのです。避難場所についても危険マップのことがお話がありましたけれども、例えば障害をお持ちの方々が避難場所でゆっくり避難する状況にいられないという状況も今報道等でされているわけですが、こういった部分の対策も含めて、やっぱり避難計画が非常に急がれるのではないかというふうに思うのですが、もう一度御答弁をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 名寄市につきましては、100年以上にわたって名寄市全部がのみ込まれるような大洪水はなくて、その後ずっと下水道の処理も含めまして排水関係については万全な形での整備を進めてはきました。ここ数年大風

とか大雨とか異常気象の影響によって、昔は被害なかったものについても被害が出始めてきておりますので、ただ取り急ぎ進めるべきについては昨年被害のあったところを中心により地域町内会との連携を強化していくことを考えておりまして、それから具体的に障害者の方についての避難につきましては、多目的トイレ、多機能のトイレがある福祉センターであるとか、風連地区においては風っ子ホールに和室があったり、多機能のトイレがあるということも含めて、そこら辺の実態調査も実はことしの4月にさせていただきまして、どの程度の収容ができるかという人数の把握も含めて、そこら辺の施設については障害者の方を優先的に、一時避難はどこかに予定のところさせていただいて、2次的にはそちらのほうに移っていただいて、万全な体制をとるような形で検討しておりますので、全市的な形でいうとやはり市職員だけの数ではとてもではありませんけれども、十分な対応できないということを考えておりまして、そこは改めて地域町内会における助け合いも含めて、そういう意識の高まりも含めて作業を進めていきたいなと思っています。緊急的な部分については、昨年の被害あったところを優先的に今作業を進めておりまして、モデル町内会を含めて必要な消耗品関係についてもモデル町内会をつくって対応していくような検討をこれから進めていって、遅くとも新年度予算の中にはその辺についての一定の予算づけもしてまいりたいと考えています。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） ぜひ早急に進めていただきたいと思っておりますし、また市の職員だけではなくてももちろん市民みんなですていかなければならないというのは重々承知の中で、やっぱり行政として計画の策定、急いでいただきたいなというふうをお願いをしたいと思います。

次の防災資機材の備蓄状況についてであります。昨年も7月の末の雨でした。今7月というお話でしたけれども、ここ数日間のうちにも急激

な雨が降ったりして、また昨年のようなというようにことでどきっとする場面が何度かあったかというふうに思うのですけれども、やはり物が無いということもありますし、財源の問題もあると思うのですけれども、早急をお願いをしたいというふうに思っています。

もう一つ資機材の備蓄の問題で、今回東日本では3月で、寒い時期毛布が足りなかったというようにことだったのですが、実はいろいろ調べてみたら、災害救助法の第23条の中に被災者に対する救助の一つとして、被服、寝具というようにところも項目も定められています。寒い時期に毛布だけでは足りない寝具ということと、あと体育館などの板のところにじかに寝ているということで、床ずれだとかというようにこと聞いています。こうした寝具等も定められていますので、こういったところの準備も必要かなというふうに思っているところですが、この件についてももしお考えがあればお聞かせをいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 防災資機材の関係につきましては、たくさん用意すればするだけ必要なことであると思うのですけれども、実際にそこは災害の発生する過去の歴史も踏まえながら、必要な部分について対応すべきでないかなというふうに考えております。毛布一枚とっても1枚5,000円します。名寄市としては、実は22年度の末の3月に補助金で防災資機材の毛布の準備を補助金制度を使って用意しようということをや望しておりました。もう少しで多分名寄市該当になるという情報を得ていたのですけれども、残念ながら3月の大震災の影響でそちらのほうに全部回ってしまって、その事業そのものが消えてしまいましたので、先ほど言いましたように毛布は最低敷くものとかけるもので1人3枚必要だという認識をしております。そこは昨年の避難をした方については100人ということ考えております

ので、その100人分については最低限は用意したいと。それから、場所の関係につきましても先ほど言いましたように風っ子ホールであるとか、福祉センターとか、いろんなところについては和室を用意しておいたり、和室も大きな大部屋ではなくて間仕切れる部屋等もありますので、一定のプライバシーも含めながら、過去名寄で起きた災害の状況を踏まえながら、最低限必要なものを100として、そこについては一応乾パン等の備蓄と毛布と、ここは最低用意したいと。これ以上の数になるときについては、地元の名寄駐屯地がありますので、そちらのほうの緊急災害支援ということで対応できるものと思っております。ただ自衛隊の毛布につきましては野営用に使っているということで、なかなかおい等もあつたりして大変かと思っておりますので、できるだけ数につきましては年次計画で整備を進めていきたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 本場にいつ起きるかわからない災害ですけれども、やはり備えあれば憂いなしということですので、ぜひこのところに取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

次、職員体制の問題なのですけれども、私は今合併後行財政改革という中で職員の削減がされている中で、こうした災害が起きたとき、先ほどもお話ししましたように災害のいかんによって本当対応に手が足りなくなるのではないかという危惧をしているところであります。先日の御答弁の中でもデータの保存等々も言われていましたけれども、そういった部分、市民への対応の部分で手が足りなくなってくるのではないか、負担が非常に重くなっていくのではないかというふうな危惧をしているところであります。そういったときに確かに全市的な対応ということで、市民も含めてこういった臨時嘱託職員の皆さん方にも一緒になってというふうなことでしたけれども、その辺が職

員いろんな形で、職員なのだから、私は臨時なのだからというようなことが起きてしまわないのかというような、そんな危惧も抱いているところでもあります。こういったことがないような御配慮をいただきたいというふうに思っているところですので、ぜひその点についてお願いをして、次に進めさせていただきます。

あと、農業の問題です。先ほど支援の部分でもありましたけれども、食料基地としての北海道、ここを守るためにやはりTPPの交渉参加、認めるわけにはいきません。5月26日、東京で今年度の全国農業委員会会長の大会が開かれて、ここでもTPP交渉への参加検討を撤回するよう政府に求める特別決議が採択されています。あわせて東京電力福島原発事故の全面補償も決議をされているところではありますが、言うまでもなくTPP、食料自給率13%にまでも低下させてしまうというようなことで、地域経済にも大きく影響するTPPへの交渉参加、足を踏み出すべきではないというふうに思っています。先ほどことしの備蓄米、心配はないというようなお話もありました。しかし、市民の間にはことしの名寄市でいえば春の天候不順があったり、またテレビ等々のニュースで東北地方の港にあった米の倉庫が津波の直撃を受けているだとか、作付できない水田が各地にあるだとか、こういったことから、国産米が不足するのではないかという不安も広がっている。こういった風評に対する危機も農家の関係者の方からお聞きしているところですが、こうしたときこそやっぱり農水省が中心になって備蓄米どうなっているのか、正確な情報公開すべきだというふうに思っているのですが、名寄市としてもどのようにお考えなのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） まず、TPPの問題ですけれども、基幹産業が農業の名寄市にとって農業団体だけでなく名寄市経済全体的な影響があ

ると考えられますので、市単独というよりは名寄市全体での反対運動を進めていますし、今後とも進めてまいりたいと思います。

また、お米の備蓄の関係なのですけれども、現在のところ農水省が発表しているような情報しか手元にないわけですが、今後ともその関係につきましては注意深く関係団体に情報の提供を求めていきたいと思っておりますので、御理解願います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 農水省の情報を参考にしながらということでしたが、市民の皆さんにやはりそうした安心だと、不安はないのだよというような情報をお伝えする、そういったことをどうしようとしているのか、名寄市として、そのところのお考えをもう一度お聞かせをいただければと思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 寺崎経済部長。

○経済部長（寺崎秀一君） お米の関係で市民への不安の解消、それにつきましてはJAとも相談しながら、どのような方法が市民にとって一番いい方法なのか検討してまいりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 風評被害がいろんな形でされているのですが、例えばお米がなくなりそうだとすることで買い占めてしまうというようなことも危惧されているという話も聞いているところですので、こうした正確な情報をぜひ市民の皆さんにお伝えをしていただきたいというふうに思っています。

震災に対しては、私たち日本共産党、被災後直ちに救援復興支援に取り組んでまいりました。今全国から党に託された義援金が6億6,000万円となって、第1次に82の被災自治体、また第2次に被害が甚大だった岩手、福島、宮城の3県の35の自治体に加えて3県の46の漁業組合や22の農業協同組合へ直接お届けをさせていただいているところであります。引き続き皆さんと一緒に、全国の皆さんと力を合わせて東日本の震災へ

の復興支援に全力を尽くしていくことを述べさせていただいて、次に移りたいと思います。

国保の問題です。先ほど御答弁いただきました。滞納世帯の保険税額、部長の御答弁にもありました。低所得者の中に滞納世帯が多いという話でした。やっぱり払いたくても払えないのです、高過ぎて。こういった声が本当に皆さんから寄せられているところでもあります。ぜひ国保税の引き下げを求めたいと思います。

先ほど分納などの相談のところ、夜間の電話での相談もあったりということで、自発的な相談が少ないというふうなお話でした。これが余り知られていないのではないかとこのように思っているところです。夜間の窓口、納入窓口をつくったり、また自宅訪問などもされる中で収納率を上げているということには本当に職員の皆さん御苦労されているなというふうに思っています。しかし、相談したくても相談できないでいる方も多いのではというふうに思っているのですが、改めてこの部分についてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 扇谷市民部長。

○市民部長（扇谷茂幸君） まず、国保税の引き下げという御質問でございます。これまで何回か議会の場でも私どもの立場、お答えをしているところであります。今定例会の冒頭で平成22年度の国保会計の概算の決算について御報告をさせていただいて、1億5,000万円の黒字が出るという報告をさせていただいております。詳しく内訳を申しますと、前年度の繰越金が1億2,000万円ございまして、なおかつ今回は基金を6,300万円ほどおろしております。これがあって初めて実は1億5,000万円の黒字になっております。単年度の実質の収支でいきますと約3,400万円の赤字ということでありまして、もともと国保につきましては医療費がかかる状況が多いということがございまして、医療費給付につきましても前年度実績見ましても24億円程度医療給付でかか

っているという状況で、非常に財政的には脆弱な状況を抱えているということがございまして、なかなか市町村国保とはいえ市単独での力不足はまさに御承知のとおりということでありまして、したがって、多くは国の制度に依存をしていると。国の公費に依存をしているという状況から、なかなか市単独で国保税を下げるということには計算がいかないという状況は現在も変わっておりません。

それから、納税の関係でございます。滞納者に対しましては、さまざまな機会を通じて私どもから御連絡を差し上げ、また御訪問をしながら、納税相談していただけるようなお願いをしております。周知が足りないというお話も実はございしましたが、私どもは仮に差し押さえに至るまで、相当数手間と時間をかけながら、地道にきめの細かい対応をさせていただいているということでございまして、なかなか御理解いただけない部分もあるかと思っておりますが、これにつきましては私どももしっかり誤解のないような形で対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） 本当に一つの自治体では大変だというのはもう了解しています。国がどんどん、どんどん出すお金を削ってきたと。これがもう本当に地方自治体、そして市民を苦しめているところだというふうに思っています。こういった部分で先ほども国や道へ積極的に申し入れをしていくということでしたので、ぜひここを強めていただきたいというふうに思っています。やはり根本的な原因というのがそこにあるだろうというふうに思っているところですが、ぜひそのところを強めていただきたいというふうに思いますし、今回は差し押さえ等々の対応について悪質な部分では必要な部分かなというふうに思いますけれども、払いたくても払えないという方たちへの対応、今何回もというふうなお話がされましたので、何回も足を運んでいただいて、どこ

がどうい理由で払えないのか、やっぱり親身に事情を聞いていただいて温かな対応をお願いをしていきたいというふうに思います。

次に移らせていただきます。地域活性化のための住宅リフォーム助成制度であります。先ほど国交省の調査の報告で住宅リフォーム助成制度が全道の122市町村というようなお話がありました。この中には、やはり耐震に対応したもの、バリアフリー化、省エネに対応したものというような内容も含まれての件数なのですけれども、しかしこうした条件がついた住宅リフォームですと工事金額が高くなるというようなこともあったりして、ちょっとしたリフォームをしたい。私も以前から何度もお話をさせていただいていますが、年金生活者の方たちにも利用できる。やはり前は100万円以上の工事に20万円でした。それを50万円、30万円と引き下げていく。そういうちょっとしたリフォームがしたい人たちに対応できる制度、これが必要ではないかなというふうに思っています。これは、全国商工団体連合会の調査なのですけれども、一般的な住宅リフォーム助成制度、これを取り入れた自治体がことしの4月1日現在で今年度の実施自治体330市町村になっています。昨年の10月末で調査したのが175市区町村ということですから、非常にふえているわけです。これは、中小企業の仕事起こしであったり、地域経済の活性化に直結する制度であるということをお話しているかなというふうに思っています。これを道内でも名寄市の住宅リフォーム制度を参考にさせていただいた芦別市なんかは、復活をして再度また制度をつくっているところがあります。ですから、ぜひ皆さんに利用しやすい、それで使い勝手のいい制度の復活を望むところですが、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 湯浅営業戦略室長。

○営業戦略室長（湯浅俊春君） 少額のリフォームの規模についても今回の協議の中でもいろいろ

出てまいりました。しかし、少額であってもやっぱり助成金の負担の分、財政的負担の分、例えば今現在100万円で20万円、50万円だったから10万円という形になるのかどうというのは、その辺もまだはつきり考えておりませんが、そういった希望も十分にあるということは承知しております。あとそれから、高齢者あるいは年金生活者の簡単なリフォームという御意見もございましたが、実際に少額では済まなくなってしまうというふうにも聞いております。例えばトイレを水洗化するだけでも30万円、40万円、それに手すりをつけたりということになるとすぐ高額になっていくというふうにも聞いております。ですので、少額といってもどこまでをリフォームというふうに考えるかというのはいろいろ問題があると思います。しかし、関係者とも協議は続けていって、新たな制度でもう少し考えていきたいというふうに思っております。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○1番（川村幸栄議員） さきの一般質問の答弁の中でも今回の震災で自粛などで市内の経済には大きな打撃も与えられているというところであり、こんなときだからこそ、地域経済の活性化が必要だというふうに思っています。住宅リフォーム助成制度の復活をぜひお願いしたいと思います。市長の御答弁を最後をお願いをして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 住宅リフォームの件につきましては、再三御要望、御質問もいただいていますけれども、3年間一定程度の成果が出たということ、今年度に関しては30億円を超える建設関連の予算も確保できている。あるいは、エコポイントの関連の国の制度、バリアフリーもありましょうし、震災の耐震のこともあります。こうした国に連動した民間、一定程度市のリフォームの事業もありまして、ことしに関しては見送らせていただきましたけれども、今湯浅室長からも答弁

いただきましたとおりより効果的な事業の制度の組み立てができないのかということは今後関係諸団体の皆さんとぜひ協議をしてみたいというふうに考えています。

○議長（黒井 徹議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これをもちまして一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第3 議案第1号 名寄市風連地区地域振興審議会設置条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 議長の御指名をいただきましたので、今定例会初日に付託されました議案第1号 名寄市風連地区地域振興審議会設置条例の制定について、当総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

委員会は、6月3日と6月7日の2日間にわたり開催いたしました。総務部長を初め担当部局職員の出席を求め説明を受けた後、慎重に審査をいたしました。

付託されました議案は、本年の第1回定例会で合併特例区解散後の風連地区の課題を解決し、地域の意見を反映する組織を設置するため、提出された議案が地方自治法第138条の4第3項に規定する諮問機関と任意団体の内容が混在していたことで撤回となりましたが、前回の不備を解消し、諮問機関に限った内容で今回提出されたものです。

名称を協議会から審議会に変更したのは、現在名寄市内で設置されている7つの学校区単位の地域連絡協議会と前回提案のあった合併特例区終了

後に設置する委員会が同じ協議会という名称であり、かつ住民活動組織と地方自治法による組織が混在する内容を解消するため、名称を新たに地域振興審議会としたことの説明がありました。

次に、諮問事項を公の施設の管理運営方法及び利活用に関することと利雪、克雪事業に関することに限定した内容であることなど細部にわたり説明を受けました。

委員からの主な質疑として、審議会委員の構成人数については、公共団体から推薦のあった役員または職員を3名、地域町内会の代表者の組織から推薦のあった者3名、公募により選任された者3名、ほか市長が適当と認める見識を有する者6名を予定しているとのことです。さらに、男女の割り当てがあるかについては、市長が適当と認める者で、男女のバランスを考えているが、公募の部分で女性の応募に対して考慮しながら、また男女共同参画の趣旨に基づいて他の審議会等を含めて長期に幅広い意見を聞くためにも全体的な調整をしながら、15人の枠の中で考えていくとの答弁がございました。

次に、設置期間と審議会の開催については、委員の任期を2年と定め、それより早く答申が終わった段階で委員の任期が終了するという条例内容であり、審議会が解消する時期については同条例の廃止条例を提案することを想定していること、また2年の委員任期で十分かの質問には、審議会での課題解決に向け方向性を審議され、答申があれば、それに従って各担当部局で解決に当たることになるので、方向性を示すには2年以内で可能と判断しているとの答弁がありました。

次に、第1回目の審議会の招集については、市長が招集するのではの質問に関しましては、ほかの審議会での条例との整合性を考慮し、会長が招集することとした理由の説明がありました。

次に、条文の文言の整理について、わかりやすい条文とすべきこと、特に設置期間について附則で新たに答申を終了したとき終了するという表記

をしたほうがわかりやすいのではという意見がありました。他の審議会条例に倣い、提案のままとするという議論経過がございました。

以上の審議経過から、本条例の制定に関して審議会を設置して地域住民の意見を反映する目的を達成するために、本条例の重要性を考慮して原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 議案第4号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、駒津喜一委員長。

○総務文教常任委員長（駒津喜一議員） 議長から御指名をいただきましたので、今定例会に付託されました議案第4号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について、委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

委員会は、6月3日と6月7日の2日間にわたり開催いたしました。1回目には、大学事務局長と担当部局の出席により一部改正の説明を受けながら審議いたしました。

この徴収料の一部改正は、名寄市立大学で公開講座事業を開催する際、徴収する受講料を規定す

る条例の一部改正であります。

公開講座の内容は、特別支援学校教諭免許状第1種または第2種の取得を可能にする講座で、単位認定を行うので、講習料を徴収する。さらに、講習料の算定は他の公開講座を実施している機関と比較して検討したこと、特別支援の分野での公開講座としては道内でもほかに例がない意義ある講座として取り組んでいくこと、以上の説明を受けて当委員会で慎重に審議いたしました。

委員からの主な質疑として、他の大学におけるこの種の公開講座の今後の動向とこれ以外の名寄市立大学でのほかの公開講座の予定はとの質問について、北海道教育委員会では第2種の免許取得のための講座を毎年行っているが、受講する人員に制限があり、受講希望者が全員受講できる状況ではない。全国規模では、岩手大学を初め8大学が1種の免許取得可能となる公開講座を、群馬大学を初め3大学が2種免許取得可能の講座をそれぞれ開催している。一般の教職員を対象とした公開講座の形では、名寄大学が初めてとなるとの説明がありました。他の公開講座については、資格付与に関するものについては学内の先生方による取り組みによる。今後想定されるには教員の免許証更新講習が挙げられるが、困難性が高いが、今後実施可能か検討されていくものです。来年度以降の開設の予定と市内への開催周知はどのようにするのかについては、講師の確保について本大学では対応できず、ほかの大学の応援を得て継続して開催していきたいと考えている。市内の周知については、教育委員会を通じて受講の募集をしていく。さらに、市外には本学のホームページ、特別支援学校には文書案内をし、北海道教育委員会を通じて一般の小中学校の先生方に案内周知をするとの説明がありました。

次に、募集要項の内容の質疑として、受講資格の項目中で特別支援教育に関心のある方だけでは説明不足であるという指摘があり、募集については混乱が生じないように文言を整理していくことと

する。また、取得単位については7講座の開催で、それぞれの単位の時間については1単位60分としている。募集の定員設定と受講料の収支予算については、募集の定員設定は講義する教室の規模から最大で講義可能な100名とし、補正予算では公開講座講習料として258万円、歳入歳出同額計上して1単位、2単位講座それぞれ50名の定員だが、30名と想定をして1単位の科目8,000円、2単位の科目で1万1,000円を予定して積算されていること、本学が他の大学から見て遠方になるので、支出の主なものは講師費、旅費、日当等になっているとのことでした。

今回予定されている特別支援の免許資格取得に関する公開講座は、全国的にも数が少なく、特別支援教育に対する対応が広がっていない要因はどのようなかという疑問に関して、現状として道内特別支援学校の中でも免許保有率は65%程度なので、一般の小中学校ではもっと数値が下がる。これに関する調査報告はないので、詳しい原因は判断できないとのことでありました。名寄大学がこの分野で今回の公開講座を開催することは、これからの学校教育で大切な特別支援教育を推進するためにも大きな意義がある事業であると委員全員から一致した意見をいただいたところであります。

以上の審議過程から、本委員会に付託されました議案第4号 名寄市立大学の授業料等徴収条例の一部改正について、全員一致で原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、当委員会の審査の結果の報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時17分

○議長（黒井 徹議員） 再開いたします。

日程第5 議案第18号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第18号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

名寄下水終末処理場自家発電設備更新工事につきまして、本年5月27日に6社による指名競争入札を執行した結果、三菱電機株式会社北海道支社が1億5,900万円で落札いたしました。本件は、これに消費税及び地方消費税795万円を加え、1億6,695万円で契約を締結しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては建設水道部上下水道室長から説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 補足説明を石橋上下水道室長。

○上下水道室長（石橋正裕君） 議案第18号、提案理由の追加説明を申し上げます。

名寄下水終末処理場は、昭和55年3月の供用開始以来、浸水対策、公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を図るための重要なライフラインとして日々稼働しております。国土交通省の下水道施設での標準的耐用年数は15年となっておりますが、今回の自家発電設備更新工事は供用開始以来31年経過し、機器全体の老朽化や附属機器

の経年劣化が著しく、修繕での対応も限界に近く、設置場所も含め持続可能な下水道として処理施設の安定的な運転を図る必要から、今回更新工事を行うものでございます。

本日議決をお願いいたします工事の概要について申し上げます。この工事は、北海道電力株式会社からの高圧電力が事故停電や作業停電により停止したときに最小限度の水処理施設の機能維持や照明などの保安電力を確保する非常用発電設備を更新するものであります。下水道施設は、常に浸水の危険性があり、重要な設備は地上部に設置し、危険性を回避する必要があることから、既設の管理棟地下設置を滞水池棟1階に移設更新を図るものでございます。

次に、入札の経過と結果について申し上げます。入札は、指名競争入札方式により実施いたしました。指名基準は、北海道に本社または支店のある下水処理場受変電設備の納入、施工実績のある重電メーカー6社を対象に5月9日に指名通知を行い、縦覧期間を5月10日から5月26日までとし、5月27日に入札を執行いたしました。入札の結果は、第1回の入札で三菱電機株式会社北海道支社が税込み1億6,695万円で落札いたしました。落札率は97.89%であります。予定価格が1億5,000万円を超えることから、議会の議決に付すべき契約のため、仮契約を締結することといたしました。なお、指名業者4社の入札辞退がありましたので、2社による入札となったところでございます。

次に、お手元の資料について御説明をしたいと思います。1ページ目をお開きいただきたいと思います。工事の場所を示しております。管理棟地下1階に設置されております発電機室を滞水池棟1階に移設更新をいたします。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。受変電設備の主単線結線図であり、左側朱色部分が今回更新を実施する箇所となり、それ以外は更新を終えている設備となっております。

3ページをお開きいただきたいと思います。発電機をガスタービンとする発電設備の系統図をあらわしております。

4ページをお開きいただきたいと思います。現況と更新後に設置予定の状況をあらわしております。

5ページから8ページにつきましては、過去における維持管理写真及び修繕の一部を写真で掲載しております。今回冷却水回りでのトラブルの解消を図るため、ガスタービン機関を採用しております。

以上、追加説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第6 議案第19号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第19号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市内淵一般廃棄物最終処分場で使用しているブルドーザーにつきまして、平成5年

に購入後18年を経過し、老朽化したことに伴い更新しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第20号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 平成23年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、周産期医療体制整備事業に伴う新生児特定集中治療室、いわゆるNICUの実施設計を行うもので、資本的収入及び支出にそれぞれ600万円を追加しようとするものであります。

補正の内容について資本的収入から申し上げます。3款資本的収入では、企業債の借り入れで6

00万円を追加し、総額を4億8,335万8,000円にしようとするものであります。

次に、4款資本的支出では、実施設計の費用として建設改良費に600万円を追加し、総額を7億608万1,000円にしようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第8 議案第21号 名寄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第21号 名寄市教育委員会委員の任命について、提案の理由を申し上げます。

このたび藤原忠教育長が本年6月30日をもって退任することとなりました。藤原教育長におかれましては、名寄市における教育行政の発展のために多大なる御尽力、御貢献をいただきましたこと、改めて感謝とお礼を申し上げますところでござ

います。

本件は、新たな後任の教育委員会委員として小野浩一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

小野氏につきましては、人格高潔で教育分野において豊富な経験と深い見識を持ち合わせておられる方でございます。

なお、任期につきましては、同法第5条第1項の規定により、前任者の残任期間である平成23年7月1日から平成26年5月15日までとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第21号は同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は同意することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第9 議案第22号 名寄市議会基本条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐藤靖議員。

○9番（佐藤 靖議員） 議案第22号 名寄市議会基本条例の一部改正について、提案の理由を

申し上げます。

本条例は、平成21年4月から施行され、市民の意思を的確に反映させる議会運営の基本姿勢を明らかにするとともに、議員間の議論の活発化、議会の政策立案活動における市民参加の推進、市政の推進にかかわる市長を初め執行機関との緊張関係の保持など議会及び議員の活動原則を盛り込み、これまで活動を行ってきたところです。今回名寄市が新たな広域連携の取り組みである定住自立圏構想の推進に向け、ことし3月28日に士別市とともに中心市宣言を行い、周辺の町村と連携した北・北海道中央圏の形成を目指しております。今後は、名寄市と周辺町村が連携する取り組みを決めるために1対1で締結する協定が必要となり、その締結に当たって地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決すべき事件となることから、本条例の第10条の議決事項の定めを追加するため、一部を改正するものであります。

また、不備のあった計画名を今回の改正にあわせ訂正するものでありますので、よろしくお諮りいたします。

○議長（黒井 徹議員） お諮りいたします。

本件については、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第10 推薦第1号 名寄市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員会委員

4名中2名の欠員が生じたため、その2名に矢吹祐子氏、五十嵐雅美氏を推薦したいと思っております。任期は、平成24年7月19日までであります。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、名寄市農業委員会委員に矢吹祐子氏、五十嵐雅美氏を推薦することに決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第11 意見書案第1号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。意見書案第1号は、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件を原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第12 報告第10号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について報告を行います。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第10号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

平成22年度第24期の経営内容につきましては、6月6日の株主総会で報告を受けたところでございます。望湖台センターハウスの施設収入につきましては、入浴客数で7,338人、前年度比110.2%、宿泊客数で2,763人、前年度比8

9.2%、宿泊食事売り上げで622万7,395円、前年度比86.9%、宴会売り上げで594万9,325円、前年度比で102.0%で、総売り上げ2,655万8,037円、前年度比93.9%にとどまりました。

営業の詳細につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりであります。当期純利益といたしましては売上高から売り上げ原価を差し引き、売り上げ総利益で3,728万6,533円となり、さらに一般管理費等を差し引き60万6,894円となりました。その結果、前期繰越利益17万106円を加えた当期末処分利益は77万7,000円となりました。

次に、清算事務について御報告を申し上げます。資産の部で、売り掛け債権及び未収金につきましては、この2カ月間の清算期間内にすべて入金となりました。また、繰越剰余金の処分につきましては、清算に伴う諸費用を差し引いた残金22万2,336円と車両運搬具、備品について市が寄附を受け、自己株式を控除した990万円を資本金残高として清算をし、株主に還付することが議決をされ、すべての清算業務が完了をいたしました。

以上、御報告いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 以上で報告第10号の報告を終わります。

報告第10号については、本日会議終了後、議員協議会で質疑を行います。

○議長（黒井 徹議員） 日程第13 報告第14号 例月現金出納検査報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第14 閉会中継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（黒井 徹議員） ここで、藤原教育長より発言を求められておりますので、これを許します。

藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 議長のお許しを得ましたので、一言退任のごあいさつを申し上げます。

このたび任期半ばではございますが、なよろ市立天文台きたすばるのグランドオープンも無事終え、また名寄市街地区小中学校統廃合検討委員会の設立にも一定のめどがつかしましたことから、市長のお許しを得まして後進に道を譲ることといたしました。私は、平成10年10月に着任以来、旧名寄市、新名寄市、10年と9カ月教育行政に携わり、数多くの忘れ得ぬ思い出を刻んでまいりました。この間議員の皆様、そして市民の皆様、庁内にあっては市長を初め理事者の皆様、市職員の皆様、そして教育関係者の皆様の多大な御指導と御支援を賜りましたことを心からお礼申し上げます。

これからは、健康に留意して名寄の春夏秋冬を心行くまで楽しんでまいりたいと、このように考えております。名寄市が加藤市長のもと、今後10年先、20年先を見据えて、ますます元気のあふ名寄市に発展していくことを心から御祈念申し上げます。私の退任のごあいさつとさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で今期定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

閉会 午前11時42分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議長 黒井 徹

署名議員 大石 健二

署名議員 熊谷 吉正